平成３０年度「学校における医療的ケア実施体制構築事業」成果報告書

教育委員会名	福井県教育委員会

Ⅰ　概要

１　選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①　人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるため　の校内支援体制に関する研究	（ア）　高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、原則、保護者が医療的ケアを実施しないかつ学校における待機が不要な医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	（イ）　高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究	
	（ウ）　高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者から学校で医療的ケアを実施する看護師・教員等への引継ぎを短期間で安全に行える医療的ケア実施体制を構築するための研究	
	（エ）　訪問教育を受けている児童生徒が通学籍として学校に安全・安心に通学可能となることを目的として医療的ケア実施体制を構築するための研究	
②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究	（ア）　人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究	○
	（イ）　人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケアを実施する教員・看護師の役割分担及び協力体制等を考慮した研修テキスト等を策定するための研究	
③地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究	（ア）　医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体制を構築するための医療的ケア連携体制に関する研究	
	（イ）　地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえ、医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない教育委員会・学校が医療的ケアの実施体制が整備されている教育委員会等と連携し医療的ケア実施体制を構築するための連携体制に関する研究	

２　研究の概要

福井県では、全国的な傾向と同様に、近年、医療技術の進歩等を背景として、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為が必要な児童生徒が増加している。平成 30 年度より福井県では初めて人工呼吸器を使用する児童が特別支援学校に通学することになり、安心して教育を受けることができるよう、より安全な医療的ケアの実施体制が求められるようになった。しかしながら、高度な医療的ケア実施に当たっては、学校看護師や教員の不安、保護者の付添いの負担などの課題があった。

本事業では、１のテーマについて、下記のような取組みを行うことで、県立特別支援学校のみならず、福井県内の小・中・高等学校においても、関係機関との連携のもと安全な医療的ケアを実施するための指針となることを目指した。

（１）医療的ケア指導医等の巡回指導や研修における指導・助言など、医療・福祉機関と定期的に連携していくことにより、校内支援体制の更なる充実（看護師や教員の不安に対する相談体制、専門性の向上、保護者の付添いや待機の負担軽減）させる。（２）実施マニュアルおよびチェックリストの作成など高度な医療的ケアに対応するための事例の蓄積等を図るとともに、緊急時の対応や卒業後を見据えた本人・保護者の支援体制を構築する。また、学校における課題を医療的ケア運営協議会等で検証し、医療的ケア実施ガイドラインの策定に関する検討を行う。

３　研究の内容等

（背景・課題意識・提案理由）

福井県では、特別支援学校 10 校において医療的ケアを必要とする児童生徒が 64 名在籍（平成 30 年 5 月 1 日現在）している。そのうち通学している児童生徒は 45 名で、在宅や病院で訪問養育を受けている児童生徒は 19 名である。近年の医療技術の進歩等により高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が各学校において増加しているという傾向は、全国と同様である。通学している児童生徒 45 名が在籍している特別支援学校 10 校には、13 名の学校看護師を配置しているとともに、研修を修了した認定特定行為業務従事者である教員 26 名が学校看護師と連携しながら医療的ケアを行っている。

平成 30 年度より福井県では初めて人工呼吸器を使用する児童が特別支援学校に通学することから、より安全な医療的ケアの実施体制が求められるようになったが、現状では、高度な医療的ケア実施に対する学校看護師や教員の不安や、保護者の付添い負担など課題がある。

（モデル校の選定理由）

モデル校としては、酸素療法や人工呼吸器の使用など高度な医療的ケアを必要としている児童生徒が在籍しており、関係機関との連携のもと定期的な指導・助言を必要としている福井県立福井東特別支援学校（病院併設）を中心に 9 校を選定した。

（事業の目標）

高度な医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れるための校内支援体制の充実を図るとともに、県としての指針を医療的ケア実施ガイドラインにまとめることで、特別支援学校はもとより県内の小・中・高等学校における安全な医療的ケア実施体制の構築に資する。

（研究仮説）
　医療的ケア指導医など関係機関との定期的な連携を構築することで、校内支援体制が充実し、学校看護師および教員の専門性の向上や不安の軽減、保護者の付添い負担の軽減を図ることができる。また、学校における課題を医療的ケア運営協議会等で検証し、医療的ケア実施ガイドラインにまとめることで、特別支援学校はもとより県内の小・中・高等学校における安全な医療的ケアを実施するための指針を示すことができる。

（取組内容）
（１）教育委員会としての取組
　教育委員会としては、医療的ケア実施に関する指針をガイドラインにまとめることで、特別支援学校はもとより県内の小・中・高等学校における安全な医療的ケア実施体制の構築を目的として、以下のような取組を行った。
〇医療的ケア指導医の委嘱
〇学校看護師および教員の専門性向上のための医療・看護・福祉機関等による研修開催
〇学校看護師および教員への意識調査の実施
〇先進地視察等による情報収集
〇医療的ケア運営協議会におけるモデル校の課題検証およびガイドライン策定の検討
（２）モデル校における取組
　モデル校においては、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れるための校内支援体制の充実を図ることを目的として、以下のような取組を行った。
〇医療的ケア指導医等の巡回訪問、医療的ケア校内委員会における指導・助言
〇人工呼吸器や気管カニューレの管理等に対応した実施マニュアル及びチェックリストの作成
〇医師、ＰＴ・ＯＴ、医療機器業者等による研修開催
〇医療・福祉機関の見学
〇個別ケース会議における保護者や学校、医療、福祉機関等の役割の確認・調整

（評価の観点及び評価の方法）
　医療的ケア指導医など関係機関との定期的な連携（巡回訪問や個別ケース会議、研修等）により、高度な医療的ケア実施に対する学校看護師及び教員の専門性の向上や不安の軽減がどの程度図られたかを、学校看護師及び教員に対する意識調査（アンケート）を実施して評価した。また、保護者付添いの負担について、学校における医療的ケア実施状況と、保護者の付添いや待機の状況との相関関係を把握することで評価した。これら教育委員会とモデル校における取組の成果及び課題を、医療的ケア担当者会等で集約・分析したり、医療的ケア運営協議会等において検証したりした。

４　事業を通じて得られた主な成果

　本事業では、モデル校 9 校すべてで、医療的ケア指導医や主治医、学校医が、校内医療的ケア検討委員会に出席して指導・助言を行うなど医療機関との連携を図ることができた。また、モデル校 6 校においては、医療的ケア指導医や主治医の巡回訪問により医療的ケア実施場面を観察してもらうなどして、学校看護師が日頃から不安に感じていることに対して適切な指導・助言を得ることができた。さらに、教育委員会（一部モデル校）主催で、医師やＰＴ・ＯＴ、機器業者等を招き、学校看護師や教員を対象にした研修を開催したことは、専門性の向上を図る上でとても有効であった。

特に、人工呼吸器の使用を常時必要とする児童（気管切開部挿入）を通学生として受け入れることになった病院併設のモデル校においては、医療的ケア指導医や主治医の指導を受けることで、「人工呼吸器の管理に関する医療的ケア実施マニュアル」や「チェックリスト」、「気管カニューレ抜去時の緊急時対応マニュアル」の検討、作成を行うことができた。医療機関と連携することで、対象児童やモデル校の実態に合った医療的ケア実施体制を確認することができ、保護者付添いの負担を最小限（入学後の２～３週間のみ）にして、学校看護師に必要な医療的ケアを引き継ぐことができるとともに、定期的に実施手順等の見直しを行うことができた。

これらの取組の結果、医療的ケア指導医など関係機関との定期的な連携事例が増え、日頃疑問に思っていることを直接相談できたり、必要な知識や技能を研修で得ることができたりと、学校看護師及び教員の専門性の向上や不安の軽減が図られたことが、意識調査から伺えた。

５　課題と今後の方策

本事業における取組により、上記のような成果を得ることができた一方で、学校看護師及び教員を対象とした意識調査からは、「学校看護師と教員との情報共有体制の確立」や「更なる医療・福祉機関等との連携の強化」が課題として伺えた。

次年度の取組としては、一部のモデル校で成果が見られた医療的ケア指導医による巡回指導を他の学校にも拡充したり、教育委員会主催で「教職員間の連携」「緊急時対応」をテーマにした研修の機会を増やしたりするなどして、安全な医療的ケア実施に関する関係教職員の専門性の向上をより図っていきたい。また、これらのモデル校における好事例や課題を医療的ケア運営協議会で検証した上で、『医療的ケア実施ガイドライン』を策定し、特別支援学校はもとより小・中・高等学校における安全な医療的ケア実施のための指針としたい。